

社会福祉法人今別町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人今別町社会福祉協議会（以下社協という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給について定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に定められた役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長
- (2) 理事・監事
- (3) 評議員
- (4) 各部会委員
- (5) 各種委員会委員

(報酬等の額)

第3条 会長手当は月額10,000円とする。

2 費用弁償の額は、別表のとおりとする。

(役員以外の者に対する費用弁償)

第4条 役員以外の者が、社協の依頼又は、要求により会務(掌務)を掌理した場合は、その者に対して前条に準じ費用を弁償することができる。

別 表

区 分	費用弁償（日額）
理事及び監事	1,400円
評議員	1,400円
各部会委員	1,400円
各種委員会委員	1,400円

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。